

水産防疫対策事業委託費（継続）

【75（82）百万円】

対策のポイント

持続的養殖生産確保法等に基づく特定疾病等の侵入・まん延防止のため、診断法や予防・治療技術の開発、国内の浸潤状況のサーベイランス等を行い、我が国の水産防疫体制の維持強化を図ります。

<背景／課題>

世界各地から水産動物が我が国に輸入されている一方、養殖業に大きな打撃を与える疾病が世界に拡大している状況を踏まえ、我が国の養殖業に重大な影響を与える疾病的侵入やまん延を防止するため、持続的養殖生産確保法等に定められた国の役割を確実に実施し、水産防疫体制の維持強化を図っていく必要があります。

政策目標

持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病について、

- ① 新たな侵入がないこと
- ② 侵入した場合であっても、年間発生数が過去3年間の平均発生件数を下回ること

<内容>

1. 事業内容

(1) 水産動物疾病のリスク評価

養殖水産動物疾病的国内への侵入リスクやまん延リスク等を評価し、必要な防疫対策を講じるため、その基礎となる感受性動物、伝搬様式、病原体の不活性条件、国内外の浸潤状況等のデータを収集します。

(2) 水産動物疾病的診断・予防・まん延防止等に係る技術開発

国内で発生した新疾病、その他の養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防、まん延防止を図るため、迅速かつ正確な診断法、効果的な予防法の開発を行います。

(3) 技術者養成

養殖現場において、水産動物疾病的発生予防、まん延防止の指導に当たる技術者の資質向上を図るため、最新の水産防疫技術等に関する研修を行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成15年度～29年度

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2105）]